

自然公園法及び自然環境保全法の一部改正について

1. 国会における審議状況等

平成21年	3月 3日	閣議決定
	3月13日	国会提出
	4月10日	衆議院環境委員会で審議
	4月14日	衆議院環境委員会で審議・採決
	4月17日	衆議院本会議にて可決
	5月26日	参議院環境委員会で審議・採決
	5月27日	参議院本会議にて可決・成立
	6月 3日	公布

2. 改正の概要

自然公園における生物多様性保全の充実を図るため、海域公園地区制度や生態系維持回復事業制度の創設、特別地域等における行為規制の追加等を行うとともに、公園事業施設に対する監督権限の強化等を図るため、公園事業に関する規定の整備を行った。

また、自然環境保全法についても、生物多様性保全の充実を図る観点から、自然公園法と同様の改正を行った。

(1) 目的規定の改正 ※

「生物多様性の確保」を目的規定に追加。

(2) 海域における保全施策の充実

① 海域公園地区制度の創設 ※

海中だけを対象とした海中公園地区を海域全体を対象とする制度に見直し、豊かな生物多様性を育む干潟、岩礁域等の保全を推進。

② 海域における利用調整地区制度の創設

過剰な利用をコントロールして、海域の生態系の保全と持続可能な利用を推進。

(3) 生態系維持回復事業の創設 ※

国立公園等でのシカの食害等の生態系被害を防止するため、シカの捕獲や防護柵の設置等を始めとした「生態系維持回復事業」を実施し、生態系の維持回復を促進。

(4) 特別地域等における動植物の放出等に係る規制の強化等 ※

生態系に被害を及ぼす動植物の放出や木竹の損傷について規制を追加。

(5) 公園事業に関する規定の整備

公園事業の適切な執行を図るため、公園事業の執行に関する規定を法律において定め、改善命令、原状回復命令等への違反については罰則の追加等による監督権限を強化。

※ 自然環境保全法についても同様の改正を実施した事項

3. 施行期日

公布の日から起算して1年以内を予定。